

参考資料

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止 ア 児童生徒の心を耕す教育の 総合的な推進
-----------------------	------------------------	--------------------------------------

事業名称	人権教育推進事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
-------------	----------	-------------	----------------

概要	「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づき、就学前教育・学校教育・社会教育の各分野において、人権に関する知的理解や人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・地域づくりに向けた人権教育を充実・発展させる。
-----------	---

到達 目標 めざす姿	<p>○人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高：100%（R2 小：55.8%、中：69.4%、高：59.2%） ・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合 小・中・高：70%（R2 小6：57.0%、中3：53.0%、高3：60.4%）
---------------------------	--

目標達成に向 けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 授業研究の取組の定着には課題が見られる。小：56.3%、中：69.4%、高：67.3% ■ 学校において課題意識の高いいじめや虐待、インターネットの問題についての校内研修を実施する学校は多いが、その他の人権課題についての研修や、人権学習に関する授業研究を実施していない学校があり、指導資料集等の活用を促すとともに具体的な取組例を示し、組織的な取組の充実を図る。
------------------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<ul style="list-style-type: none"> ● 組織的・計画的な人権教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育主任対象の連絡協議会地区別研修をオンラインに変更して実施（5・6月） ・個別の人権課題に関する校内研修や研究授業、市町村研究会等への研修講師派遣の募集（4～5月） ・校内研修への講師の派遣（12月末：26回） ・人権教育主任連絡協議会と連動した人権教育主任研修（オンデマンド研修）を実施（11～12月配信） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権教育主任が管理職と連携し、PDCAサイクルによる組織的・計画的な取組と併せて、教職員及び児童生徒の人権感覚を育むために、個別の人権課題についての校内研修及び授業研究等の取組の充実を図る必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →各学校における個別の人権課題に関する校内研修や研究授業等の取組に関するアンケート調査の実施（1月） →県立学校や市町村主催の研究会を中心に研修講師の派遣を実施（2月まで）
<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育研究推進事業（文部科学省及び高知県研究指定校事業） <ul style="list-style-type: none"> ・研究指定校の指定及び研究への支援【久礼小、香我美中、幡多農業高】 ・校内研修、授業研究、研究発表への支援（12月末：21回） ・研究指定校合同推進会議・研修の実施（5・8月） ・研究指定校での研究発表会を実施（中学校11月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権教育の組織的な取組の充実のためには、人権教育主任のスキルアップとともに、管理職と連携した推進組織の活性化を図る必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →指定校研究2年目校の研究発表会の実施による実践交流や普及の場の設定（高等学校2月） →アドバイザーによる講演や、指定校の実践報告、協議の実施
<ul style="list-style-type: none"> ● 指導資料（情報モラル、人権啓発）の改訂と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階に応じた情報モラルに関する教材資料及び、保護者への啓発資料の原案づくり（5～12月） ・人権啓発教材を作成し、市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会において作成した教材を用いた研修を県内3ブロックで実施（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校や保育所、家庭等における人権教育の取組の充実を図るため、授業や研修等で活用しやすい資料を作成する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →情報モラルに関する指導資料を関係部署と連携して検討。作成冊子やリーフレットを各保育所・幼稚園等や学校に配付（2月） →作成した人権啓発教材を県HPに掲載し、市町村人権教育・啓発担当者等に周知（2月）

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援 (2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備	② いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業名称	スクールカウンセラー等活用事業 スクールソーシャルワーカー活用事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
------	--------------------------------------	------	----------------

概要	児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（以下 SC）や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）を配置して、相談支援体制の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。 ・90 日以上欠席している不登校児童生徒が SC や SSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小学校：100%、中学校：100%、高等学校：100% ・SC や SSW を活用した校内支援会を年 10 回以上実施している学校の割合 小学校：90%以上、中学校：95%以上、高等学校：100% (R2 小学校：68.4%、中学校：78.7%、高等学校：69.4%)
------------------	---

目標達成に向けた課題	■SC や SSW の専門性を児童生徒の支援に十分に活用できていない学校がある。 ・SC や SSW を活用した校内支援会を年 10 回以上実施していない学校の割合 (R2 小学校：31.6%、中学校：21.3%、高等学校：30.6%) ■心理や福祉の高い専門性を有する人材を安定して確保することが困難な状況にある。 ■各学校からの SC や SSW の配置希望時間に対し、十分な配置時間を確保できていない。
------------	--

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
○SC及びSSWの配置 ・SCを全ての公立学校及び11市の教育支援センターに配置し、心理面の支援体制の充実を図った。 ・SSWを全ての市町村教育委員会及び県立学校に配置又は派遣体制を整え、福祉面の支援体制の充実を図った。	■効果的な配置に関する情報収集を行う必要がある。 →活動状況の把握(各学期)
○研修会やスーパーバイズの実施 ・SCを対象とする研修 初任者研修(年1回) SC等研修講座(年6回) ・SSWを対象とする研修 初任者研修(年2回) SSW研修講座(年3回) SSW連絡協議会(年1回) ・SVによるスーパーバイズの実施(常時)	■各学校、SC・SSWの支援力向上の充実が必要である。 →SC・SSWの専門性の向上を目的とした研修の実施 SC等研修講座：1回 SSW研修講座：2回 →要保護児童対策地域協議会へSSWが参加できていない市町村教育委員会への参加の働きかけ →SSWと市町村児童福祉担当部署との連携促進を目的としたSSWの重点配置の検討 →各市町村のSSWの活用状況の把握、来年度の配置希望調査の実施、SSWヒアリング
○SCやSSWの活用促進に向けた取組 ・相談支援体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会の実施。 教育相談に係る関係者を対象とした連絡協議会の実施。	■校内支援会でのSC、SSWの活用状況を把握する必要がある。 →取組状況調査

いじめ防止 基本方針	6) 県民のいじめの問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	

事業名称	いじめ防止対策等総合推進事業	担当課室	人権教育・児童生徒課
------	----------------	------	------------

概要	「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、各学校で策定した学校いじめ防止基本方針により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を、組織的・計画的に実施していくことの充実を図る。		
----	---	--	--

到達 目標 めざす姿	<p>○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCA サイクルにより検証、改善が進められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した割合：教職員 100%、保護者・地域 80%以上 ・「学校いじめ防止基本方針」を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合： 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100% (R2.2月 小 98.9% 中 99.0% 高 98.0% 特支 85.7%) 		
------------------	--	--	--

目標達成に向けた課題	<p>○いじめ防止等の取組において、学校の取組は定着してきたが、保護者や地域と連携した取組は十分とは言えない。</p> <p>○今後は、学校の組織的ないじめ防止対策や、子どもたちによる主体的な取組、保護者や地域を巻き込んだ取組を強化していく必要がある。</p>		
------------	--	--	--

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> ●「高知家」いじめ予防等プログラムの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・「高知家」いじめ予防等プログラムを活用した取組を実践 ・プログラムの改訂について第1回高知県いじめ問題対策連絡協議会にて協議(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者・地域への周知をより進めるとともに、より活用しやすいプログラムにする必要がある。 →PTA・教育行政研修会においてプログラムを活用するとともに周知を行う。 →より効果的ないじめ予防の取組に資するため、プログラムの改訂を進める。
<ul style="list-style-type: none"> ●校内研修の充実への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修資料集を高知家まなびばこ教職員ポータルサイトへ掲載(7月) ・研修会を開催し、人権教育主任や生徒指導主事、不登校担当教員らが研修を実施できるよう支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校におけるいじめ、児童虐待、不登校、ネット問題、人権課題に関する校内研修を全ての学校で実施するよう働きかける必要がある。 →活用状況を把握し、人権教育主任や生徒指導主事、不登校担当教員が主体となった研修の充実を図る。 →校内研修担当者への支援を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ●スクールロイヤー活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・学校における法的相談への対応 ・法令に基づく対応の徹底(校内研修等への講師派遣) ・児童生徒に対するいじめ予防教育の実施 学校からの申請に応じてスクールロイヤーを派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ■スクールロイヤーが学校に対して法的観点から助言等を行い、学校の対応力の向上につなげている。(12月24日現在 相談9件、研修1件、授業8件) →スクールロイヤー活用事業における対応事例の蓄積を行い、効果的な活用方法や活用事例を各種研修会等で学校に周知する。
<ul style="list-style-type: none"> ●高知県いじめ問題対策連絡協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回高知県いじめ問題対策連絡協議会を開催(7月)し、いじめ発生時における学校と関係機関等との連携についてや「高知家」いじめ予防等プログラムの改訂について協議 	<ul style="list-style-type: none"> ■各関係機関等との連携によるいじめ防止等のための取組が今後も必要である。プログラム改訂について検討することができた。 →第2回高知県いじめ問題対策連絡協議会(1月)において、プログラム改訂案についての確認・検討をすすめる。 →いじめ以外の問題についても協議し、関係機関等のさらなる連携を目指す。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

事業名称	生徒指導主事(担当者)会	担当課室	人権教育・児童生徒課
------	--------------	------	------------

概要	生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対処的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事(担当者)の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有し、組織的な取組が機能している。</p> <p>①児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置づけて組織的に実施している学校の割合：小中高 100% (R2 年度末 小学校：99.5%、中学校：99.1%、高等学校：95.9%)</p> <p>②問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小中高 40%以上 (R2 年度末 小学校：50.5%、中学校：52.8%、高等学校：53.1%)</p> <p>③生徒指導の改善につなげるために、PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小中高 35%以上 (R2 年度末 小学校：34.7%、中学校：37.0%、高等学校：30.6%)</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○生徒指導上の課題や兆候が見られ始めた初期段階の情報共有や初期対応が、十分に組織的に行われていない学校がある。</p> <p>○特に高等学校の生徒指導主事において、開発的な生徒指導の理解や実践が十分でない状況がある。</p> <p>○校種間で児童生徒の情報の引き継ぎは実施されているが、個別支援の必要な児童生徒に対する効果的な支援方法等が十分に引き継がれていない学校がある。</p>
------------	--

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<p>●組織的な生徒指導の推進</p> <p>◆生徒指導主事会・担当者会(5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事会・担当者会をオンデマンド研修とし、組織的な生徒指導の取組の計画実践を依頼 ・③PDCA サイクルに基づく検証・改善(7月・2月実施を1月に変更) 	<p>■「開発的な生徒指導」「予防的な生徒指導」「対処的な生徒指導」の視点での日常的な取組や方法を計画し、県内各校で意識的に実施され、地区別の会のグループ協議で課題等を提起することで取組の充実を図った。</p> <p>→次年度はオンライン開催とし、グループ協議等でよりよい組織での実践に繋げる。</p>
<p>●校種間で連携した生徒指導の推進</p> <p>◆地区別生徒指導主事会(11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別での集合研修の形態を変更し、オンラインでの研修を実施 ・小・中・高の校種でのグループ形成、情報交換・協議 	<p>■校種間での情報共有や協議を初めて行い、小中高が連携した取組の重要性を知る機会となった。</p> <p>→次年度の生徒指導主事会(担当者会)等でも、小・中・校での地区別開催とし、協議等の機会を計画する。</p>
<p>●不登校・いじめに対する対応・支援の強化</p> <p>◆校種別、地区別ともに上記の通り実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド研修で、校種ごとに不登校に対する取組の周知徹底を図るとともに、5月以降の各校の組織的な生徒指導の充実についての計画・実施を依頼 ・②早期発見・早期対応(7月・2月実施を1月に変更) 	<p>■オンデマンド研修や地区別の会での取組説明等により、組織的に早期の欠席情報を把握する取組やいじめ予防等プログラムを活用しての組織的対応についての啓発を行い、理解が進んだ。</p> <p>→校務支援システムを活用した早期情報の共有や、共有後の不登校担当教員(者)等と連携した取組の強化を周知し、より一層の支援体制確立を進める。</p>
<p>●開発的・予防的な生徒指導の取組の充実</p> <p>◆指定校の公開授業研修会で取組の普及啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①開発的な生徒指導(7月・2月調査を1月に変更) 	<p>■開発的・予防的な生徒指導の必要性に対する意識の高まりは見られるが、児童生徒の主体的な活動の実施については、教師主導の部分が多く課題が見られる。</p> <p>→次年度は、集合研修とリモートでの研修を効果的に実施し、モデルとなる効果的な取組の普及啓発を図る。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業名称	ソーシャルスキルアップ事業	担当課室	高等学校課
------	---------------	------	-------

概要	社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、各学校において、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動やコミュニケーション能力の向上のための学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。 (県オリジナルアンケート 「クラスでは安心して過ごすことができる」 肯定的な回答：95%以上) ※ 令和2年度: 3年 92.3% 2年 85.1% 1年 87.7%
------------------	--

目標達成に 向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仲間づくり合宿は、新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの学校が校内での代替の集団活動等に切り替えて実施したが、一部の学校からは本来の目的を達成することができなかったという声が聞かれた。 ■ 対人関係を構築するための力やコミュニケーション能力の育成に向けた組織的、体系的な取組がより一層必要である。
----------------	--

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> ● 仲間づくり合宿及び体験活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした「仲間づくり合宿」を計画した。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、仲間づくり合宿を実施できなかった学校もあったが、それらの学校も代替の集団活動を実施した。 活動例：クラス旗づくり、ドラゴンカー等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合宿ができなかった学校においても、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、代替の集団活動を実施することができた。 → いかなる感染状況におかれても、学校が仲間づくりの活動を実施できるように支援の方策を検討していく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ● 学習記録ノート(キャリアノート)の活用 <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒が日々の学習や活動を記録することにより、自己管理能力を育成するとともに、振り返りを通じて自己評価を行うことで自己理解を深めるための学習記録ノート(キャリアノート)を、予定していた26校29課程全てで活用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教員と生徒間のコミュニケーションツールの一つとして、生徒の成長や変容を把握するとともに、生徒理解の一助となっている。 ■ 生徒が学習や生活の見通しをたてたり、将来の生き方を考えたりする際に活用する「キャリア・パスポート」の活用について、中・高のキャリア教育担当者等を対象とした連絡協議会を実施し、効果的な活用や課題等について協議を行った。(10月) → 「キャリア・パスポート」と「学習記録ノート」を組み合わせたより効果的な活用方法を検討する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校経営計画による目標の共有、進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校経営計画(補助シート)に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等について検証している。 ○ 各校の取組については、学校経営アドバイザー及び企画監による学校訪問等を通じて助言を行っている。 ○ 県オリジナルアンケートによる状況把握 第1回 4～6月実施 第2回 8～12月実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校経営計画(補助シート)に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等の検証に活用している。 → 学校経営計画(補助シート)の様式や県オリジナルアンケートの質問項目を精査し、喫緊の教育課題や生徒の状況に即したものとなるように見直しを図っていく。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な 推進

事業 名称	道徳教育協働推進プラン	担当課室	小中学校課
----------	-------------	------	-------

概要	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○各小中学校において、チームによる人材育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。 指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価 ・開発的な生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている学校の割合 小学校：3.5以上 (R2：3.5) 中学校：3.5以上 (R2：3.5) ・道徳教育や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進し、児童生徒の規範意識等の向上や自尊感情の醸成が図られている学校の割合 小学校：3.5以上 (R2：3.4) 中学校：3.5以上 (R2：3.4) ○学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性が向上している。 ・児童生徒質問紙調査における道徳性に関する項目の肯定的回答の割合 「いじめはどんな理由があっても、いけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合 小学生 100% 中学生 100% (小学校：97.9% 中学校：95.9% R1 全国学力・学習状況調査) 「学校の決まり(規則)を守っている」と回答した児童生徒の割合 小学生 90%以上 中学生 96%以上 (小学校：87.4% 中学校：94.6% R2 高知県児童生徒学習状況調査) 「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合 小学生 75%以上 中学生 80%以上 (小学校：73.9% 中学校：76.1% R2 高知県児童生徒学習状況調査)
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○指導と評価を一体化させた「考え、議論する道徳」の授業実践がまだ不十分である。 ○「家庭で取り組む 高知の道徳」を活用した、学校、家庭、地域が一体となって進める道徳教育の充実については、地域差がある。
--------------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> ●「考え、議論する道徳」の授業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・授業づくり講座(道徳)への参加：293人(9月末) ・道徳推進リーダーによる実践の普及 県主催の研修会での実践発表 市町村教育委員会主催の研修会での授業の公開等 	<ul style="list-style-type: none"> ■授業づくり講座の参加教員が、授業づくりのプロセスを自校の校内研修で伝達するなど、「考え、議論する道徳」の授業づくりの具体について学ぶ機会が増えてきている。 →授業づくり講座(道徳)への参加促進 →授業づくりのプロセスや評価について、より分かりやすく学べるよう講座の質を向上
<ul style="list-style-type: none"> ●地域ぐるみの道徳教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育パワーアップ研究協議会Ⅰ：101名(6月) テーマ「わが町の地域ぐるみの道徳教育」について ・道徳教育パワーアップ研究協議会Ⅱ 東部開催：71名(7月) 西部開催：75名(8月) 中部開催：113名(10月) テーマ「わが校の地域ぐるみの道徳教育」について ・「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進 新小学1年生への配付(4月) 教員向けの電子データを教職員ポータルサイトに掲載(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村や学校によって、地域ぐるみの道徳教育の取組に差が見られたが、パワーアップ研究協議会で、地域ぐるみの道徳教育について協議をしたことや、先進地域の事例などから、具体的な取組の方向性が明らかになった。 →道徳推進リーダーによる自校での地域ぐるみの道徳教育の取組について教職員ポータルサイトに掲載 →市町村から提出される「道徳教育推進のための取組」により進捗状況を確認するとともに、好事例を収集 →「家庭で取り組む 高知の道徳」の改訂準備

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめ防止
		イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

事業名称	組織力向上推進事業	担当課室	小中学校課
------	-----------	------	-------

概要	メンター制（小・中）及び教科のタテ持ち等の学び合いの仕組み（中）を取り入れ、組織的な人材育成及び授業改善や生徒指導等の体制づくりについての研究を推進することで、日常的なOJTの活性化や生徒指導上の諸問題の未然防止及び初期対応を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○各小中学校において、チームによる人材育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校種や学校規模に応じたOJTの仕組みを構築し、教員の資質・指導力の向上や授業改善に向けて組織的・協働的に取り組んでいる。 <p>小学校：3.5以上（R2：3.5） 中学校：3.5以上（R2：3.6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発的な生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている。 <p>小学校：3.5以上（R2：3.5） 中学校：3.5以上（R2：3.5）</p>
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○中学校においては、組織的に課題解決に向けて取り組む体制は整ってきたが、教科会や教科主任会が連携して機能するよう、さらに工夫・改善する必要がある。</p> <p>○メンター制拠点校においては、メンター制を取り入れた研修システムが構築されているが、拠点校以外の各学校への普及が十分でない。</p>
------------	--

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<p>【中学校組織力向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ライン機能の強化」「組織的な授業改善」に関する指導・助言。 「高知家」いじめ予防等プログラムの活用を促す。 ◆学校支援訪問 ・学校経営アドバイザーによる訪問指導（4月～12月） 東部:12回、中部:16回、西部:41回 ・組織力向上エキスパートによる訪問指導（10月～12月） 高知市:16回 	<ul style="list-style-type: none"> ■「チーム学校」7つの視点に基づく評価（指定校） 「OJTの仕組みの構築」中：3.2 「組織的に早期発見・早期対応を徹底」中3.0 →学校経営アドバイザーの評価によると、組織的な未然防止に向けた意識の向上は見られるものの、ライン機能を明確にした取組には課題があるため、学校支援訪問を通じて指導・助言していく。
<p>【メンター制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「高知家」いじめ予防等プログラムの活用を促す。 ◆学校支援訪問 ・学校経営アドバイザーによる訪問指導（4月～12月） 東部:10回、中部:86回、西部:63回 ◆公開メンター会の開催（4月～12月） 22回 	<ul style="list-style-type: none"> ■「チーム学校」7つの視点に基づく評価（指定校） 「OJTの仕組みの構築」小：3.5 中：3.3 「組織的に早期発見・早期対応を徹底」小：3.2 中：2.9 →メンター会において、いじめの未然防止につながる授業や集団づくり、児童・生徒への対応等が取り上げられ、若年教員の理解や取組が進んだ。今後は学校経営アドバイザー訪問において、取組状況を聞き取り、いじめ防止等に向けた組織力を高めることができるよう、指導・助言を行う。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ウ 教職員の資質能力の向上

事業 名称	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	担当課室	特別支援教育課
----------	-------------------------	------	---------

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が、将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身につけることができるよう、小・中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○小・中学校において、学校内外のリソースを活用した組織的な取組が確立され、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な指導や支援が切れ目なく実施されている。</p> <p>・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 小学校、中学校ともに 100% (R2 小学校：94.7%、中学校：89.8%) (※R3 集計中)</p> <p>・通常の学級に個別の教育支援計画の作成が必要な児童生徒が在籍しており、1名以上作成済みの学校 小学校、中学校ともに 100% (R2 小学校：74.7%、中学校：57.1%) (※R3 集計中)</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	○特別支援教育の推進の中核となる特別支援教育学校コーディネーターや、特別支援学級担当教員等の専門性の向上が必要である。
------------	---

	令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育地域コーディネーター(※教育事務所指導主事)、外部専門家による訪問支援の実施 特別支援教育地域コーディネーターによる訪問支援 277件(12月末現在) ●校内支援体制の充実に向けた支援を行う。 ・外部専門家を活用した支援体制充実事業 97件(12月末現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ■特別支援教育地域コーディネーター、特別支援学校、医師、言語聴覚士等の外部専門家による訪問支援により、①個別の指導計画の作成に関する助言、支援、②校内支援体制の充実に向けた取組、③発達障害等の児童生徒の指導に関する支援を実施した。 →継続して学校訪問等を行い、さらなる充実を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ●通級による指導担当者間のネットワーク構築及び専門性向上 ●通級による指導担当教員連絡協議会の実施 ・オンデマンド配信研修を実施(5月) ・指導主事等による通級指導実施校への訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ■オンデマンド配信による研修動画を活用することで、障害特性の理解や特性に応じた指導につながっている。 →通級による指導担当教員連絡協議会は、オンデマンド配信と集合して課題の共有及び解消に向けた協議を実施することを組み合わせ、効果的に担当教員の専門性向上を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての学校の知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級担任を対象とした研修会の実施 ・知的障害特別支援学級専門研修を実施(6月) 127名 ・自閉症・情緒障害特別支援学級専門研修(6月) 206名 ・特別支援連携協議会の実施(オンデマンド配信) 85名 ・小中学校特別支援教育学校コーディネーター専門研修(6月) 221名 ・市町村へ保護者向けリーフレットを送付(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■オンデマンド配信による専門研修動画を校内研修会等で活用した学校や教育委員会もあった。 ・受講対象者より多くの視聴件数があったことから、特別支援教育に関するニーズがあることがうかがえる。 →特別支援教育の推進のため、中核となる特別支援教育学校コーディネーター、特別支援学級担任、通級による指導担当教員のさらなる専門性の向上が必要である。 →個別の教育支援計画の作成・活用、引継ぎでの活用を推進するための、リーフレット及びオンデマンド動画を活用し、促していく。 →自閉症・情緒障害特別支援学級の授業づくりの支援や特別支援学級サポート事業の充実を図る。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ウ 教職員の資質能力の向上

事業 名称	高等学校における特別支援教育の推進	担当課室	特別支援教育課
----------	-------------------	------	---------

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒が、卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を確実に身につけることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導支援の実施モデルが確立され、各学校の特色を生かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <p>・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 : 100% (R1 : 70.6%→R2 : 78.0%) ※R3 集計中</p> <p>・個別の教育支援計画の作成が必要な生徒が在籍しており、1名以上作成済みの学校 : 100% (R1 : 61.5%→R2 : 42.1% 必要な生徒が在籍している高等学校 R1 : 13校→R2 : 19校) ※R3 集計中</p>
------------------	--

目標達成に向けた課題	○個別の教育支援計画に基づいた支援が必要な生徒が在籍する学校に確実に定着するよう、作成のノウハウ等を伝達する手立てが必要である。
------------	--

	令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●通級による指導担当者間ネットワークの構築のため、「高等学校における通級による指導担当教員連絡協議会」を実施し、課題の共有や解決策の検討を行った。(年間4回のうち3回実施)(12月末現在) ●校務支援システム上に教材等を共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「高等学校における通級による指導担当教員連絡協議会」を実施し、課題の共有や解決策の検討を行い、指導支援の充実につなげることができた。 →高等学校において通級による指導を実施していない高等学校においても通級による指導や、支援の必要な生徒に対する支援方法等を周知し、拡充していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ●教職大学院と連携した通級による指導に関する研究推進 <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔教育システムを活用した教職大学院教授への相談室を活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■遠隔教育システムを活用した教職大学院教授への相談室の活用により生徒の実態や効果的な指導方法に関する助言を受けることができた。 →教職大学院と連携した通級による指導に関する研究推進をさらに進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校における通級による指導実践事例の蓄積 <ul style="list-style-type: none"> ・センター校の指定(高知北高等学校) ・高等学校通級による研究大会の実施(11月) ●通級による指導担当教員の専門性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事等による通級による指導実施校への訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ■センター校を中心に、実施校において実践研究が進められ、実践が蓄積されてきた。 →令和3年度末に作成する「高等学校における通級による指導ガイドブック・実践事例集」を各高等学校に配付し、通級による指導の内容等を周知し、高等学校における特別支援教育を推進させる。
	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校の特別支援教育学校コーディネーターに対する研修会の実施(オンデマンド配信)51名 <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の意義や作成・活用方法についての周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ■高等学校生徒支援コーディネーター研修会をオンデマンド配信で行ったことにより、何回も視聴するなど、自分のペースで学ぶことができた。 →個別の教育支援計画の作成・活用の推進のためのリーフレットを活用したり、オンデマンドで研修動画などを配信する。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	親育ち支援啓発事業	担当課室	幼保支援課
----------	-----------	------	-------

概要	<p>保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、保護者の子育て力向上のための研修や市町村単位の合同研修、園内での保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援研修計画の作成率：60%（R2：48.5%） ・各園における親育ち支援担当者の配置率：100%（R2：100%）
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○保育者が組織的・計画的に保護者支援を行うためには、全ての園で親育ち支援研修計画を作成する必要があるが、各園での取組が進んでいない。（R1：53.9%→R2：48.5%） ○日常的・継続的に親育ち支援を行うためには、正規職員だけでなく臨時職員も含めてスキルアップを図る必要があるが、研修の機会が十分保障されていない。 ○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。
--------------------	--

令和3年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<ul style="list-style-type: none"> ●保育者研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆園内研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・園・市町村等のニーズや課題に応じた研修内容の実施：50回 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣：50回 ◆市町村単位の合同研修の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・5月、11月（各1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しながら園内研修支援を行っているが計画どおり進んでいない。→引き続き感染拡大防止に留意しながら、園内研修支援を行い、親育ち支援研修計画の作成率が100%となるよう助言等する。
<ul style="list-style-type: none"> ●保護者研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆園のニーズや課題に応じた講話やワークショップの実施：31回 <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援アドバイザー等派遣：31回 ・いじめ予防等プログラムの周知 ◆就学時健診等の機会を活用した講話の実施：14回 ◆保護者会、PTAを対象とした研修の実施：1回 	<ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しながら園内研修支援を行っているが計画どおり進んでいない。→引き続き感染拡大防止に留意しながら、園内研修支援を行い、親育ち支援研修計画の作成率が100%となるよう助言等する。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	親育ち支援保育者スキルアップ事業	担当課室	幼保支援課
----------	------------------	------	-------

概要	親育ち支援地域リーダーの資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、親育ち支援について各地域内で学べる仕組みづくりを支援する。また、親育ち支援地域リーダーの支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施を促進する。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各園における親育ち支援担当者の配置率：100% (R2：100%) ・親育ち支援研修計画の作成率：60% (R2：48.5%)
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○親育ち支援担当者が自園における役割や研修計画等の作成について、中心となって取り組む必要がある。</p> <p>○研修の内容が園内で共有されていない園や、園内での親育ち支援の研修が実施されていない園がある。</p> <p>○親育ち支援地域交流会やそれぞれの地域の親育ち支援が充実するためには、地域リーダーや親育ち支援担当者の学びや情報共有の場が必要である。</p>
--------------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証 (■) と今後の取組 (→)
<p>●親育ち支援担当者の人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆親育ち支援講座の実施：3地域（東部・中部・西部） ・3地域：3回延べ224名参加 ◆親育ち支援担当者研修会：3地域（東部・中部・西部） ・3地域：3回延べ99名参加 ◆各園の親育ち支援の取組状況調査の実施 ・6月、12月実施 	<p>■親育ち支援担当者や地域リーダーの親育ち支援のスキルアップにつながった。 →次年度以降も研修を実施し、親育ち支援担当者や地域リーダーの親育ち支援のスキルアップにつなげる。</p>
<p>●親育ち支援地域別交流会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6地域：6回延べ149名参加 	<p>■親育ち支援担当者等の親育ち支援力の向上を図るための交流会を6地域で実施した。連絡会で交流会の充実に向けて準備を十分行ったことから参加者にとって学びの多い交流会となった。 →次年度以降も地域別交流会を実施し、地域の実態に応じた親育ち支援力の向上を図る。</p>
<p>●親育ち支援地域別連絡会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆親育ち支援地域別連絡：6地域21回 	<p>■今年度の取組の方向性と地域別交流会に向けた進め方の確認ができた。 →次年度以降も地域の親育ち支援の充実につながるよう、現状を踏まえたテーマに沿って、実践力の向上に向けた連絡会を定期的実施していく。</p>

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	④ 就学前教育におけるいじめの問題へ
		の取組の推進

事業 名称	保幼小連携・接続推進支援事業	担当課室	幼保支援課
----------	----------------	------	-------

概要	「高知県保幼小接続期実践プラン」を基に各市町村教育委員会が開催する小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者を対象とした研修会や、保幼小の連絡会・交流活動により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実施・改善されるよう支援する。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に普及する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○接続期カリキュラムを作成・実施することにより、子どもたちを健やかに育てていくための就学前教育・保育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られる。</p> <p>・教職員同士の連絡会等実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% （R3：連絡会等実施率：保育所・幼稚園等：59.5%、小学校：66.1%）</p> <p>・子どもの交流活動実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% （R3：保育所・幼稚園等：40.9%、小学校：58.7%）</p>
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○小学校への引継ぎを意識した、幼児の主体的な生活や遊びを大事にした保育実践が十分でない保育所・幼稚園等が見られる。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、モデル地域の取組を全ての地域に普及することや、ねらい（目標）を明確にした交流活動等を充実させることは、計画どおり進んでいないことがある。</p>
--------------------	--

令和3年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<ul style="list-style-type: none"> ●モデル地域へのフォローアップ支援と取組成果の普及の継続（モデル地域：田野町、越知町、黒潮町） <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップ研修の実施：1回 ◆市町村教育長等への保幼小連携・接続の理解と啓発のための説明：2回 ◆モデル地域へのフォローアップ支援：3地域10回 	<ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルス感染拡大防止のため、スタートカリキュラム授業研究会が計画どおり実施できず県全域への普及が十分できていない。 →感染拡大防止に留意しながら、さらなる取組に向けた支援を行い、モデルとなる実践を県全域に普及する。
<ul style="list-style-type: none"> ●各地域・校区への支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆スタートカリキュラムに係る学校訪問の実施（4～5月：28校）高知市を含む、Zoom開催含む ◆合同研修会等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保幼小連携アドバイザー等による支援：3回 ◆プロジェクトチーム会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校課、教育事務所、教育センター、高知市、幼保支援課による構成メンバーで取組強化のための協議実施：4回 	<ul style="list-style-type: none"> ■モデル地域の取組成果をホームページ等で普及しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため集合研修等ができず、実践力を身につけるための演習等が実施できなかった。 →指導事務担当者会等で周知・徹底していく。 ■モデル地域への支援を中心に、実践の充実に向けた取組内容についての話し合いを行うことができた。 →計画的に各市町村への説明や取組の実践例等を作成し、普及していく。
<ul style="list-style-type: none"> ●保幼小連携・接続の実施状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況調査実施：7月実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルス感染拡大防止のため連絡会等や交流活動が計画どおり実施できていない。 →感染拡大防止に留意した実践例等を提案するなど、各市町村や園への支援を行う。

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	④ 就学前教育におけるいじめの問題へ
		の取組の推進

事業 名称	園内研修支援事業	担当課室	幼保支援課
----------	----------	------	-------

概要	保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援等の場において活用方法の周知・徹底を図り、保育所・幼稚園等において保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った教育・保育が実践されるようにする。
----	--

到達 目標 めざす姿	○ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合：100% (R2：74.2%)
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、各園でガイドライン等を活用して保育を振り返るとともに、各自の振り返りを基に話し合いを行い、園の保育を語り合うことの意義を引き続き周知していく必要がある。
--------------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> ●園内研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・幼保支援アドバイザー等派遣：284回 (ブロック別研修、キャリアアップ研修実践研修含む) ●ブロック別研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック別研修支援：13園延べ96回 	<ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルス感染拡大防止のため、園内研修支援やブロック別研修支援が計画どおり進んでいない。 →感染拡大防止に留意しながら、研修支援を行い、ガイドライン等を活用し、保育の見直し・改善が進むよう取り組む。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		○自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

事業名称	青少年教育施設振興事業	担当課室	生涯学習課
------	-------------	------	-------

概要	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供する。
----	---

到達 目標 めざす姿	○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。 ・県立青少年教育施設の青少年（25歳未満）の利用者数：172,000人以上 (R1実績：159,182人 R2実績：89,734人)
------------------	---

目標達成に向けた課題	■新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながらも、効果的に実施できる事業内容や受入方法を確立する必要がある。
------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> ●魅力的な体験プログラムの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・主催事業の実施 青少年センター：11事業 幡多青少年の家：7事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■各主催事業実施時点の新型コロナウイルス感染症の状況により、宿泊から日帰りに変更するなど、事業内容を見直しながら実施することができた。 →幡多青少年の家：3事業実施予定
<ul style="list-style-type: none"> ●効果的な広報の実施 青少年センター <ul style="list-style-type: none"> ・施設のパンフレットや主催事業チラシを学校及び関係機関に送付（5月下旬） ・校長会での事業説明（10～12月） 幡多青少年の家 <ul style="list-style-type: none"> ・幡多郡内教育委員会等訪問による事業説明（毎月） ・各事業の概要や実施状況を SNS で発信（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> ■訪問による事業説明のほか、SNS での情報発信など、様々な方法で事業の周知を行った。 →校長会や学校訪問による来年度事業の説明
<ul style="list-style-type: none"> ●不登校の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・中1学級づくり合宿事業の実施 青少年センター：11校実施（553人） （うち4校は学校への出張指導） 幡多青少年の家：12校実施（678人） 	<ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊で実施する学校は減少傾向だが、日帰りや学校への出張指導により実施することができた。 →入学後の早い時期（4～6月頃）に実施する事業だが、学校からの要望があれば、臨機応変に対応する。
<ul style="list-style-type: none"> ●不登校児童・生徒の自立支援 <ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策事業（農作物の栽培や野外炊飯等の体験活動を通じて、自主性、社会性、コミュニケーション力等の向上を図る事業） 「どきどき発見隊」（青少年センター） 4回実施（6/29、10/27、12/9、12/22） 「わくわくチャレンジ」（幡多青少年の家） 3回実施（7/7、10/7、12/16） 	<ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルス感染症の影響により中止した回もあるが、感染症対策を徹底し実施することができた。 →幡多青少年の家：2回実施予定

いじめ防止 基本方針	(3)学校・家庭・地域・関連機関が連携した取組の推進	①PTA や地域の関係団体との連携促進

事業名称	PTA 活動振興事業	担当課室	生涯学習課
------	------------	------	-------

概要	<p>教育行政、学校、保護者が、協働して地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区においてPTAの研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTAの具体的な活動につなげる。また、保幼小中高の連携した活動が多くの保護者の参画を得て活性化するよう、関係者の取組を支援する。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○子どもたちを取り巻く教育課題の解決のために、より主体的なPTA活動が推進されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合 90%以上 (R1 75.4%) ・PTA・教育行政研修会で学んだことを単位PTAの取組につなげた割合 100% (R1 96%)
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○PTA・教育行政研修会は、参加者が年々増加している一方でアンケートにおける肯定的評価が低下傾向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会に対する肯定的評価の割合 H30 : 70.4% (618) →R1 : 75.3% (762) →R2 : 91% (40・高知地区のみ)
------------	--

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<p>●PTA・教育行政研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策のため、文書による意見交換を実施 幡多地区(10月) 香美・香南地区(10月) 土長南国地区(10月) 吾川地区・高岡地区(次年度の開催を予定) 	<p>■新型コロナウイルス感染症防止対策を考慮し、参加者が安心して意見交換できる場を設定する必要がある。</p> <p>→PTA・教育行政研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 安芸地区：研修内容を縮小して開催(1月) 高知地区：(2月)

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進	③地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり

事業名称	地域学校協働活動推進事業	担当課室	生涯学習課
------	--------------	------	-------

概要	学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組むとともに、民生委員・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ・地域学校協働本部の設置率（小・中学校） R4までに100%（R2：94.1% 小学校 171校、中学校 100校、義務教育学校 2校） ・高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合：100%（R2：68.3%）
------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。 ○各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。
------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<ul style="list-style-type: none"> ●地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援 <ul style="list-style-type: none"> ・4名配置（3教育事務所と高知市に各1名） ◆「事業状況調査票」を活用した進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の設置率（小・中学校） （R3見込：95.7% 小172校、中96校、義務2校） ・連携主事による学校等への助言訪問等回数 ：335回（11月末現在）※県版実施校含む ◆高知県地域学校協働活動研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・全体会 11/16開催 ・ブロック別 中部 11/30開催 ◆地域コーディネーター研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・中部 10/18、西部 10/19、東部 10/21開催 ・会の中で『「高知家」いじめ予防プログラム』を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ■コロナ禍における地域住民の活動への参画について、課題や留意点を引き続き整理していく。 <ul style="list-style-type: none"> →市町村や学校によって活動内容に差があるため、学校等への助言を継続 <ul style="list-style-type: none"> ・実践ハンドブックや取組状況調査の結果の活用 ・コロナ禍での活動の工夫や働き方改革につながる活動内容の情報収集・周知 →地域コーディネーターの確保・育成を継続 高知県地域学校協働活動ブロック別研修会開催（東部 2/8、西部 2/22開催予定） ■地域コーディネーター研修会参加者に対して『「高知家」いじめ予防等プログラム』の紹介ができた。 <ul style="list-style-type: none"> →プログラムの活用を希望する地域があれば、所管課の職員が説明等行うことが可能。
<ul style="list-style-type: none"> ●高知県版地域学校協働本部への展開 <ul style="list-style-type: none"> ◆民生・児童委員との連携促進 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県民生委員・児童委員協議会連合会総会での事業説明及び参画要請（4月） ◆地域や学校における資源や特色を生かした協働活動 <ul style="list-style-type: none"> ・R3設置計画：小167/184、中72/96、義務1/2校 実施率85% ・校長会等において県全体の設置計画に基づいた取組方針に関する説明（4月） ◆指導主事を中心とした学校訪問等を通じた個別支援 <ul style="list-style-type: none"> ・連携主事による学校等への助言訪問等回数 ：66回（11月末現在） ◆取組状況調査等により実施状況の検証・見直しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■高知県版地域学校協働本部への展開の意義を、地域や学校に浸透させる。 <ul style="list-style-type: none"> →民生委員・児童委員の活動への参画を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域・学校の状況に応じた個別支援 →各市町村の取組が円滑に進むよう支援 <ul style="list-style-type: none"> ・参考となる具体的な取組事例の情報収集・共有

いじめ防止 基本方針	(2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制整備	

事業名称	運動部活動の充実と運営の適正化	担当課室	保健体育課
------	-----------------	------	-------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。 ○各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動に係る負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。 ○各県立学校の部活動において、「部員間での人権を踏みにじるような言動や理不尽（不合理）な決まりごと等」の有無を調査し、明らかになった事案について、解決に向けた手立てを講じる。
----	---

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○運動部に加入している公立中学校、県立学校の全ての生徒が、成長期に必要な適切な休養をとりながら部活動を行い、バランスのとれた生活を送っている。 ○運動部活動指導員を配置することにより、配置された部活動の顧問教員にゆとりが生まれ、生徒に向き合う時間が確保できる。 ・部活動指導員を配置した部において、部活動指導員が単独で指導を行った部活動時間の割合 50%以上 ○各県立学校の全ての部活動において、上記概要に該当する事案がなくなる。該当する事案があった場合は、学校及び部活動内で速やかにその対応策を話し合い実行に移して、早期解決を図る。
------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○1週間の運動部活動が占める総運動時間は減少傾向にあるが全国平均を上回っていること。 中学校：男子 833.8 分（全国 812.8 分） 女子 833.6 分（全国 821.1 分） ○教員の大会引率に係る長時間勤務や運動部活動指導員の配置拡大のための人材確保。 ○「人権を踏みにじるような言動や理不尽な決まりごと」は、顧問やその他の教職員の目が届かないところで行われていると考えられるため、学校生活の様子だけでは、気づいたり発見したりすることは困難であること。 ○生徒への顧問の関わり方において、教員自身が正しい人権感覚のもと、風通しのよい部活動が行えるような創意工夫が必要であること。
------------	--

令和3年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<ul style="list-style-type: none"> ●「これからの部活動の在り方検討委員会」の実施 第1回：9/13 第2回：1/18（予定） 第3回：3月（予定） ●部活動の適正化に関する調査の実施 中間報告（4～9月） 中学校 活動時間 92.7% 休養日 100% 高等学校 活動時間 97.3% 休養日 94.3% 市町村立中学校 活動時間 92% 休養日 97% 	<ul style="list-style-type: none"> ■合同部活動の推進等、今後の部活動運営の在り方について協議することができた。 →スポーツ庁が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について、引き続き協議を進めていく。 ■公立中・高等学校は、適切な練習時間・休養日等が設定され、毎月の計画に沿った活動ができていく（中間報告）。 →1年間の実績報告を翌年4月初旬に集計する。
<ul style="list-style-type: none"> ●運動部活動指導員の配置 ・中学校：30校 82部（53名） ・高等学校：22校 44部（42名） ●研修の実施 ・配置に係る研修（6/5・19・26） ・指導力向上研修【オンデマンド研修】 11/7～12/16 「体のケア・コンディショニングについて」「体幹トレーニングやラダートレーニングなど体力を高めるための運動について」 中森徹（スポーツ科学センター） 	<ul style="list-style-type: none"> ■指導員を配置することで、顧問教員の部活動に係る負担を軽減し、運営の適正化を進めることができていく。 →来年度の配置について、各市町村、県立学校の意向を確認し、更なる増員に向けた取組を進める。 ■研修を通じて、運動部活動指導員は運動部活動の在り方や指導上留意するべき点など、学校教育の一環としての部活動について、理解を深めることができた。また、コンディショニングの方法等、指導力の向上につながることもできた。 →各校の実践において、適正な運営等につなげていく。
<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査の実施 ・各県立学校に依頼（11月下旬） 	<ul style="list-style-type: none"> ■12月実施（1月報告） →アンケート調査の結果を集計し、報告事案があった場合は一定期間を設け、当該校における経過について報告書の提出又はヒアリングを実施し実態把握に努める。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	② いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業名称	心の教育センター相談支援事業	担当課室	高知県心の教育センター
------	----------------	------	-------------

概要	心の教育センターに、高い専門性を有するスクールカウンセラー（以下、SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理する。県東部・西部地域で心の教育センターの相談活動を定期的に行うとともに、心の教育センターを土曜日・日曜日に開所し、児童生徒や家庭、教職員が抱える課題への支援の充実を図る。教育支援センターを訪問し、支援会等を開催するなど、教育支援センターの相談支援体制の強化を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。 ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率 100%（R3：95.8%） ・心の教育センター東部・西部地域相談活動、土曜日・日曜開所相談対応率 100%
------------------	---

目標達成に向けた課題	○令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応、コロナ禍での児童生徒理解と支援についての研修、支援の依頼が多くあった。コロナ禍においても厳しい環境にある子どもたちの支援がさらに必要とされている。今後もより多くの相談ニーズに対応するため、専門性の向上に努めるとともに、継続的な広報活動、土曜日の開所に取り組んでいく必要がある。
------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<ul style="list-style-type: none"> ●心の教育センター相談活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆来所相談、電話相談、メール相談等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・来所相談受理件数：286件、延べ件数：1163件 ・電話相談：520件、メール相談：43件 ・こうち高校生LINE相談：相談対応件数141件 ◆土曜日・日曜日開所、東部、西部相談室の開室 <ul style="list-style-type: none"> ・土曜日・日曜日開所：49日開所、延べ件数：182件 ・東部相談室開室：22日開室、延べ件数：8件 ・西部相談室開室：24日開室、延べ件数：14件 (12月末) 	<ul style="list-style-type: none"> ■多様な相談を一元的に受理し、相談者に寄り添いながら、ケースによっては学校や関係機関と連携し、課題に応じた対応を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> →全職員が参加してのケース会や所内会等を継続実施をすることで、各職員の専門性や支援力の向上を図り、相談ニーズや課題状況に即した有効な支援を講じていく。 →電話、メール等の相談を可能な範囲で来所相談につなげていく。 ■土曜日・日曜日開所におけるSC一人あたりの対応件数は、昨年と同数であり、土日の相談ニーズは高いものがある。 <ul style="list-style-type: none"> →相談者のニーズや気持ちに寄り添い、個々のケースに誠実に対応する。必要に応じて、学校等関係機関との連携に取り組む。 ■東部・西部相談室での相談業務の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> →教育委員会、学校、教育支援センター等への周知等、活用に向けての働きかけを継続して行っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ●学校の支援体制の充実に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・来所による学校との支援会：41回 ・訪問による学校との支援会：87回 ・学校等からの依頼による研修会：23回 (12月末) 	<ul style="list-style-type: none"> ■支援会への参加や研修会での講話など、それぞれの学校からの要請や課題に応じた対応を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> →今後も、学校からの要請に対して、SCやSSW、指導主事がチームで対応し、課題事象を多面的な視点で捉えながら、有効な手立てのあり方等についての助言を行っていく。研修、支援会等の中で、「いじめ予防等プログラム」を活用していく。
<ul style="list-style-type: none"> ●教育支援センターの相談支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センター訪問支援：全24ヶ所訪問 ・支援会、ケース検討会等の実施率95.8% ・ブロック別研修会：4回実施 (12月末) 	<ul style="list-style-type: none"> ■全ての教育支援センターへの訪問及びブロック別研修会等で連携を深め、個別の相談ケースにも対応している。 ■「新しい生活様式」を踏まえ、Webを活用した教育支援センター支援等を必要に応じて検討、実施する。 <ul style="list-style-type: none"> →Web会議システムによる相談支援を実施するなど、相談ニーズに適宜対応できる支援環境を整える。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ウ教職員の資質能力の向上 (集合研修の充実)

事業名称	研修事業等	担当課室	教育センター
------	-------	------	--------

概要	教育センター主催の各校種等に義務付けられた研修や任意に受講する研修において、人権教育を基盤とした学校経営や学級経営に関する講義・演習を実施し、教職員の認識を深め、指導力の向上を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○各学校において、教職員一人一人が人権教育の重要性を理解している。</p> <p>○学校経営や学級経営及び、各教科等の授業実践時に全教職員が共通理解をし、組織的に人権教育を推進している。</p> <p>・各研修における受講者アンケート評価平均 (4 件法)</p> <p>「人権感覚の向上や、人権教育の推進につながる内容である」: 3.5 以上</p> <p>(R 2 : 基本研修アンケートの評価平均 3.5、専門研修のアンケート評価平均 3.5)</p>
------------------	--

目標達成に向 けた課題	○各学校等の実態に応じた人権教育実践が行われているが、人権教育推進体制等については、温度差もある。
----------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証 (■) と今後の取組 (→)
<p>●各校種の教職員に義務づけられた基本研修のなかで、人権感覚を高め、人権教育を基盤とした学校経営や学級経営、教科経営等が実施できるような人権教育に関する研修を実施する。</p> <p>◆臨時的任用教員研修 (4 月 : 集合、6 月 : オンデマンド)</p> <p>◆初任者研修、新規採用 (養護教諭・栄養教諭・実習助手) 研修 (9・10 月 : オンデマンド)</p> <p>◆中堅教諭等資質向上研修 (10 月 : 集合)</p> <p>◆管理職等育成プログラム (10・11 月 : オンデマンド)</p> <p>◆幼保研修 基礎研修 (新規採用、中堅、主任保育士、教頭、所長、園長) (6・8 月 : オンデマンド、11/8・11/16・1 月 : 集合)</p>	<p>■臨時的任用教員・若年教職員への研修では、教員自身が環境の一部であり、自身の人権感覚や知的理解を高めたいという意欲の高まりが見られた。中堅教諭等への研修では、規律ある学級経営により誰もが安心安全な学級、学校につながる事が再認識され、教育実践に生かしたいという意見が多く見られた。管理職には「人権が大切にされる学校づくりに向けて」等のオンデマンド研修を配信し、学校教育活動全体で人権教育推進を目指す意識の向上が見られた。保育者に対しては「乳幼児からの人権教育」の講義・演習等を実施し、人権感覚の向上を図った。(アンケート評価平均 : 臨時的任用 3.8 新規採用 3.9 中堅 3.5 管理職 3.7)</p> <p>→今後も教職員のライフステージを踏まえた研修を実施し、人権感覚の向上を図る。</p>
<p>●任意に受講する専門研修において、教職員の人権感覚を高めるとともに、人権教育における実践的指導力向上を図る研修を実施する。</p> <p>◆人権教育セミナー</p> <p>I 期 (8/2) 「外国人」「女性」</p> <p>II 期 (8/26) 「高齢者」「子ども・インターネットによる人権侵害」</p> <p>III 期 (10/30) 「障害者」「同和問題」</p> <p>◆人権教育実践スキルアップ講座 (7/26)</p>	<p>■人権教育セミナーのアンケート評価平均は 3.7 と高く、人権教育の推進に生かせる内容と考えられる。人権教育実践スキルアップ講座 (アンケート評価平均 : 3.8) では、受講者のニーズを事前に把握して実施した。さらに受講者にも事前準備をさせることで人権課題を取り扱った学習指導案の作成、検討等がより充実したものとなった。</p> <p>→次年度も人権教育における実践的指導力向上につながる研修を実施し、人権教育の推進を図る。</p>

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	
		①人権教育の推進

事業名称	私立学校人権教育指導業務委託事業	担当課室	私学・大学支援課
------	------------------	------	----------

概要	私立学校における人権教育の推進を図るため、学校訪問による助言・指導や研修会の開催等の人権教育指導業務を(公財)高知県人権啓発センターに委託する。
----	--

到達 目標 めざす姿	私立学校の教職員が人権に対する知識を深めるとともに人権意識を高め、それを日々の教育活動に活かしている。
------------------	---

目標達成に向けた課題	・学校のニーズに合った研修を企画し、全ての私立学校の教員に研修会に参加してもらえるよう促していく。
------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校訪問による助言・指導(12月末現在) <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期訪問: 11校×2回=22回 (新型コロナウイルスの影響により2学期の訪問は中止) ・ 要請による訪問: 5回(2校) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各学校における人権課題や人権教育年間計画等に対し助言・指導を行うことができた。 →引き続き、2月に各法人1回ずつ計11回訪問予定
<ul style="list-style-type: none"> ● 研修会(県主催)の実施(年3回) <ul style="list-style-type: none"> ・ 5/28 管理職研修: 18名参加 ・ 8/5 人権教育基礎研修: 47名参加 ・ 10/14 人権教育主任等研修: 15名参加 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 私立学校における私立学校の教員の人権意識や資質の向上が図られた。 ■ 昨年度は新型コロナウイルスの影響により中止となった研修があったが、本年度は予定どおり実施できた。 ■ H31年4月新設校からも参加があった。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会」の自主的な活動に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 研修会(協議会主催) <ul style="list-style-type: none"> ・ 5/28 第1回研修会: 50名参加 ・ 8/19 第2回研修会: 47名参加 新任用研修会: 7名参加 ・ 11/18 公開授業: 80名参加 ◆ 事務局通信「きづな」の発行(10月) ◆ 事務局会の開催(4月、7月、10月、11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各学校の教員で構成し人権教育の推進を目的として設立された協議会に対する助言や、協議会主催の研修会の実施を支援し、協議会の自主的かつ積極的な運営が図られた。 ■ 昨年度は新型コロナウイルスの影響により中止となった研修があったが、本年度は予定どおり実施できた。 ■ H31年4月新設校が人権教育研究協議会に加入し、人権研修会への参加もあった。 →・3/3 実践発表、研修報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月 事務局通信「きづな」を発行 ・ 2月 事務局会を開催、各校の人権教育年間計画・実践報告集を作成・配布

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	
		②いじめの防止等の取組の推進

事業名称	財政上の支援	担当課室	私学・大学支援課
------	--------	------	----------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「私立学校教育改革推進事業費補助金」により私立学校におけるいじめ等を未然に防止する取組（スクールカウンセラー等の活用等）を支援 ・「私立学校運営費補助金」により私立学校における人権教育推進に係る経費に対し優先的に配分
----	--

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ・各私立学校において、いじめ等にあった生徒が相談しやすい体制が整備されている。 ・人権教育推進に取組みやすい（研修等に参加しやすい）環境が整備されている。
------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての私立学校においてスクールカウンセラーが配置されている。
------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<ul style="list-style-type: none"> ●私立学校運営費補助金 ・人権教育推進に係る経費について、各学校からの申請に基づき交付。（12/10に全体の70%を概算払） 	<ul style="list-style-type: none"> ■補助金の利用により、全ての私立学校においてスクールカウンセラーが配置され、生徒が相談できる体制が整備されている。 →私立学校教育改革推進費補助金により、教育相談体制の整備（スクールカウンセラーの雇用等）に係る経費を補助 →引き続き、制度の利用による相談体制の整備や人権研修会への参加を促していく。

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	
		②いじめの防止等の取組の推進

事業名称	いじめ問題等に係る学校サポート専門家チーム派遣事業	担当課室	私学・大学支援課
------	---------------------------	------	----------

概要	いじめ問題等において私立学校が対応に苦慮することが予想される事案等に対して、私学・大学支援課に「学校サポート専門家チーム」を設置し、学校の要請に応じて、専門的な見地から、問題の改善・解決に向けた具体的な助言を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿	学校で対応に苦慮するような事案について、専門家の意見を取り入れながら、速やかな問題の改善・解決に努める。
------------------	--

目標達成に向けた課題	学校訪問時など、折を見て事業の紹介や説明を行い、周知を図っているが、平成 30 年度以降は学校からの要請がない。(全ての学校においてカウンセラーが配置(雇用)されていることから、学校内で問題解決が図られているものと思われる。)
------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> ●「学校サポート専門家チーム」委員の派遣 ・学校訪問時など、折を見て事業の紹介や説明を行い周知を図っているが、12月未現在、学校からの要請はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■現在のところ、学校からの要請はない。学校内で問題解決が図られているものと思われる。 →引き続き事業を実施

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	
-----------------------	------------------------------------	--

事業名称	「人権週間」広報啓発事業	担当課室	人権・男女共同参画課
-------------	--------------	-------------	------------

概要	<p>身の回りにあるさまざまな人権問題について、県民の理解と関心を深めてもらうとともに、一人ひとりが人権問題の解決に向けて自らの課題として取り組めるよう、2019年までの毎年、人権週間（12月4日～10日）にあわせて「じんけんふれあいフェスタ」を開催してきた。</p> <p>しかしながら、昨年度に引き続き本年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、従来のイベント方式ではなく、「人権週間」特設ホームページの開設やマスメディアによる広報、SNSを活用した情報発信などの啓発事業を実施する。</p>
-----------	--

到達 目標 めざす姿	県民の「子どもの人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。
---------------------------	--------------------------------

目標達成に向けた課題	県民が人権問題について考えるきっかけとなるよう内容を充実させるとともに、若年層を含め出来るだけ多くの方に「いじめ防止等」について関心を持ってもらえるような啓発内容の工夫が必要。
-------------------	--

令和3年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<p>【「2021人権週間」広報啓発事業】</p> <p>広報啓発期間：11月12日～翌2月28日</p> <p>(1) 特設ホームページの開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県「人権週間」オリジナルソング「きずなうた」を県民が歌って繋ぐミュージックビデオ ・令和3年度人権作文コンテスト高知県大会受賞作品紹介 ・マンガ動画で知る「人権のこと」 ・紙芝居「こころんといっしょにまちたんけん」の読み聞かせ動画 など <p>(2) マスメディアやSNSによる広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ、新聞（人権週間CM） ・Facebook、YouTube、Instagramでの情報発信 <p>(3) 人権まんが巡回パネル展（フジグラン四万十、フジグラン野市、イオンモール高知）</p> <p>期間：11月11日～12月10日</p> <p>(4) 電車広告やサイネージ広告</p> <p>人権週間CM 11月27日～12月10日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめ問題など「子どもの人権」は、県民に身近な人権課題のひとつであり、当該事業においては、人権まんがパネルの作成・展示や人権メッセージ動画、サイネージ広告、SNSを活用した情報発信など、若年者層を意識した事業内容としている。 <p>→ 今後は、事業の成果を検証するとともに、今回作成した特設ホームページやSNSでの情報発信の手法やコンテンツの有効活用の検討をしていく。</p> <p>来年度は「じんけんふれあいフェスタ」の開催を検討する。</p>

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	

事業名称	スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動事業	担当課室	人権・男女共同参画課
------	------------------------	------	------------

概要	子どもたちを対象とした人権啓発事業として、人権サッカー教室及び人権野球教室、ポッチャ体験教室を開催してきたが、昨年度に引き続き本年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、高知ファイティングドッグス（野球）及び高知ユナイテッド SC（サッカー）の冠協賛試合を実施し、観客に向けた広報啓発を行った。
----	---

到達 目標 めざす姿	いじめ等の県民の身近な人権問題に県民が関心を持ち、理解と認識を深めるため、県内のスポーツ組織と連携協力して、広く県民を対象に人権意識の普及高揚を図る。
------------------	---

目標達成に向けた課題	若年者層を対象とする広報啓発において、スポーツ組織と連携協力した取組は効果的なものである。内容を充実させるとともに、若年層を含め出来るだけ多くの方に「いじめ防止等」について関心を持ってもらえるような啓発内容の工夫が必要
------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<p>【スポーツ組織との協働事業】</p> <p>冠協賛試合の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月22日（水）高知市営球場 来場 195名 高知ファイティングドッグス 対 徳島インディゴソックス ・ 12月5日（日）春野総合運動公園 来場 518名 高知ユナイテッド SC 対 鈴鹿ポイントゲッターズ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権啓発グッズの配布やマスコットキャラクター「こころん」を活用した啓発アナウンスなど、観客や子どもたちにわかりやすい情報発信を行った。 → 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、観客数は例年より少ない結果となったが、引き続き多くの方に情報を届けられるよう広報、啓発していく。 <p>来年度は、子どもたちを対象とした人権野球教室等の開催を検討する。</p>

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	

事業名称	人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業	担当課室	人権・男女共同参画課
------	----------------------	------	------------

概要	県民を対象に人権啓発に関わる研修講座を開催し、人権問題に対する興味・関心を高め、人権尊重の職場づくり、地域社会づくりに資する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>企業、団体、県民を対象に人権啓発に関わる研修講座を開催し、人権尊重の職場づくり・地域社会づくりに資する人材を育成する。</p> <p>また、研修を通じて企業や団体の人権啓発活動との連携・協力を図っていく。</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	効果的な研修内容とするため、テーマや研修講師の選定など事業内容の充実が求められる。
------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<p>【人権啓発研修ハートフルセミナー】</p> <p>県民に人権問題に対する興味・関心を深めてもらうことで、人権尊重の職場づくり、地域社会づくりにつながるよう、講演会や映画上映会を実施。いじめ防止がテーマとなった場合は、「高知家」いじめ予防等プログラムについて、研修会での活用も可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月1日(日) 映画上映 参加者 132名 映画「心の傷を癒やすということ」 ・10月24日(日) 講演会 参加者 47名 「インターネットと人権～ネットで被害者にも加害者にもならないために～」 講師 石川千明 ・1月23日(日) 講演会 定員 100名 ※予定 「注文をまちがえる料理店」のこれまでとこれから」 講師 小国士朗 ・2月20日(日) 映画上映 定員 120名 ※予定 映画「ぼけますから、よろしくお願ひします。」 	<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめ問題を直接的なテーマとしていないが、心の絆やインターネットにおける人権侵害など、若年者層に関係が深く、互いを思いやることにつながるテーマを選定し、事業を実施した。 <p>→ 今後は、季刊誌「こころんだより」の掲載記事なども含め、社会情勢に応じたテーマの選定等を行い、より人権が尊重される社会づくりに向けて、広報啓発を実施していく。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業名称	児童相談所等による相談対応	担当課室	子ども・子育て 支援課
------	---------------	------	----------------

概要	児童相談所及び市町村の要保護児童対策地域協議会等が、学校等関係機関と連携を図りつつ子どもや保護者からの相談等に対応する。
----	--

到達 目標 めざす姿	学校等関係機関と連携強化を図りながら、子どもや保護者からの各種相談への対応が、迅速かつ適切に行われている。
------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童相談所の相談支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所職員の専門性強化 ・ 関係支援機関との連携強化と情報共有 2 市町村における児童家庭相談体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・ 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進 ・ 市町村職員の専門性の強化
------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
○児童相談業務 中央児童相談所(27市町村所管) 幡多児童相談所(7市町村所管) ・電話相談事業(子どもと家庭の110番、年末年始を除く毎日) ・児童相談所における休日・夜間における電話対応	■2箇所の児童相談所と「子どもと家庭の110番」(社会福祉法人へ委託)において子どもや保護者からの各種相談に対応している。 →引き続き適切な相談対応及び学校等関係機関との連携・情報共有を行っていく。
○児童相談所職員等の専門性の強化 ・外部専門家の招へいなどによる研修等を実施 ・警察や各市町村(要保護児童対策地域協議会)などとの定期的な情報共有	■外部専門家の招へいによる研修で児童相談所職員の専門性強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の実務者会や個別ケース検討会等を通じて関係機関との情報共有を行っている。 →引き続き児童相談所職員の専門性強化に向けた研修、関係機関との情報共有を行い、適切な支援の実施につなげていく。
○各市町村(要保護児童対策地域協議会)への積極的な支援 ・経験年数や職階に応じた実践的な研修の実施 ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言 ・市町村の子ども家庭総合支援拠点の機能強化に向けた実地研修などを実施	■外部専門家等を講師とした市町村職員向け研修や訪問による市町村管理ケースに係る指導・助言を実施した。(11月末現在:研修8回、訪問延べ40回) →引き続き市町村に対する積極的な支援を行い、市町村における対応力強化を図っていく。

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進	③ 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり
---------------	-----------------------------	--------------------------

事業名称	地域における子どもの居場所づくり	担当課室	子ども・子育て支援課
------	------------------	------	------------

概要	食事の提供を通じた「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域で子どもたちを見守る場」として、支援を必要とする子どもや保護者の居場所を確保する。
----	--

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3年度中に新たに 10 箇所の子ども食堂を開設する。(R5 年度末までに県内 120 箇所まで拡大する。) ・ 支援が必要な子どもたちを適切な支援機関につなげるためのネットワーク構築 (4 市)
------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○未開設地域での開設及び定期開催を行う子ども食堂のさらなる拡大 ○食事の提供や集いの場に留まらず、見守り機能の充実や家庭の教育力の向上への支援 ○居場所を必要とする子どもや保護者を子ども食堂につなげるための地域の支援機関との連携体制の構築
------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証 (■) と今後の取組 (→)
<ul style="list-style-type: none"> ●子ども食堂の立ち上げおよび運営の支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆子ども食堂支援事業費補助金による開設経費、運営経費等の支援 ◆食堂の立ち上げを検討する団体への開設支援 ◆企業等から提供された食材の提供 ◆子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催 (4 会場で開催済) ◆子ども食堂が行う感染症対策への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの食堂が活動休止となったことから、R2 年 8 月に補助金のメニューに感染症対策経費を追加する等の支援を継続して行った結果、約 7 割の食堂が活動を再開した。(R3.11 月時点 弁当配付形式での開催含む) また、5 カ所の食堂が新たに開設され、他に 3 カ所が開設準備中 (R3.11 月時点)。 →引き続き、感染防止対策を行いながら活動を継続できるよう、各食堂の状況に応じた支援を行う。 特に、子ども食堂の取組事例紹介シンポジウムの新規開催や、個々の子ども食堂が行う周知・広報への支援の強化によって、参加者・支援者のさらなる広がりを目指す。
<ul style="list-style-type: none"> ●見守り機能の充実や家庭の教育力の向上につなげる取組 <ul style="list-style-type: none"> ◆スタッフ養成講座 (衛生管理、子育て支援に関する講座) の開催 (4 会場で実施済) ※ネットワーク会議と同日開催 ◆補助金のメニューで子育て・学習支援経費を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ■スタッフ養成講座で県心の教育センターの活動内容を紹介した。また、食堂では食育の講座等、家庭の教育力の向上へつながる取組がなされた。 →子ども食堂が地域の見守りの場としての機能を充実できるよう、引き続き支援を行う(スタッフのスキルアップのための研修実施や、子ども食堂が参加者等に対して行う講座等への補助)。
<ul style="list-style-type: none"> ●支援が必要な子どもを支援機関へつなぐ取組 <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村役場、市町村社協、地域の支援機関(SSW 含む)と子ども食堂の地域連絡会の開催 (4 箇所で開催済) 	<ul style="list-style-type: none"> ■支援が必要な子どもを地域の支援機関へつなぐことができるよう、日頃から相談しやすい関係を構築するための支援を継続。

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止

事業名称	いじめの防止, 思いやりの心を育むための事業	担当課室	高知地方法務局 人権擁護課
------	------------------------	------	------------------

概要	人権擁護委員が中心となり, 園児, 小学生, 中学生, 高校生らを対象に人権教室を実施することで, いじめ等について一緒に考える機会をもっている。更に, 小学校高学年, 中学生及び高校生については, 人権作文コンテストを実施することで, いじめ等について考える機会をもつほか, 思いやりの心や生命の尊さを学ぶこと等を育む取組を行っている。
----	---

到達 目標 めざす姿	人権教室については, できる限り多くの幼稚園, 小学校・中学校・高校(特別支援学校を含む。)で実施する。 人権作文コンテストについては, できる限り多くの小・中・高校(特別支援学校を含む。)に参加してもらう。 なお, 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から, 人権教室については, 現在, 積極的に実施依頼を行うことができない状況となっている。
------------------	--

目標達成に向けた課題	取組校数を増やすため, 各学校等に対し, 人権教室及び人権作文コンテストの更なる普及活動が必要である。
------------	---

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<p>【人権教室】</p> <p>新型コロナウイルス感染症による学校への影響を懸念して, 人権擁護委員から学校に対して積極的に人権教室開催の依頼はできない状況にあるが, 学校からの要請があれば, 感染防止対策を施しながら行うというスタンスで学校等に出向いて実施している。</p>	<p>昨年度に比べると開催回数がわずかに増加しているが, コロナ禍以前に比べると減少傾向にある。</p> <p>学校に直接要請するだけでなく, 教育委員会や各種連絡会等を通じて学校に働き掛けながら, 引き続き, 現在のスタンスで取り組むこととしたい。</p>
<p>【人権作文コンテスト】</p> <p>人権作文コンテストの実施について, 県・市長村教育委員会と連携し, 学校内にコンテストのポスターの掲示等を行った。</p> <p>高知県人権作文コンテストが実施され, 県内小学校45校1, 156編, 中学校51校4, 298編, 高等学校7校871編, 特別支援学校1校4編の応募があった。</p> <p>例年, 同コンテストの表彰式を行っている「人権ふれあいフェスタ」について, 集合形式による開催が中止されたため, 規模を縮小して, 当局において, 最優秀賞の3賞のみの表彰式を実施した。</p> <p>また, 受賞者の作品の一部については, 市町村広報誌, 当局ホームページ, 新聞お呼びラジオ放送及び高知県人権啓発センターの「人権週間」特設ホームページなどにおいて公表した。</p>	<p>優秀賞及び優秀賞の受賞者の作品について, 市町村広報誌, ホームページ, 新聞及びラジオ放送などにおいて公表することにより, 一般に人権尊重思想を根付かせることができた。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		③いじめへの対処

事業名称	いじめの早期発見及び被害者の救済事業	担当課室	高知地方務局 人権擁護課
------	--------------------	------	-----------------

概要	<p>法務省の人権擁護機関（高知地方務局等）では、子どもが相談しやすい体制を整えるために、全国（県内）の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター（便箋兼封筒）」を配布し、教員や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを把握し、被害者（子ども）の救済に当たっている。</p> <p>また、「子どもの人権 110 番（無料）」による相談電話の番号の周知・広報活動も行っている。</p>
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>全国（高知県）の全ての小・中学校（特別支援学校を含む。）に周知し、教員や保護者らに相談できないような人権問題、いじめ等があった場合には、いつでも相談できるということを全児童・生徒らに認識してもらう。</p> <p>いじめ等、人権侵犯の疑いのある相談については、関係機関等と連携して、早期救済を図る。</p>
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>各学校長、教員等においても当該活動の重要性を認識してもらう必要がある。</p> <p>早期救済を図るため、関係機関等との連携体制を強化する必要がある。</p>
------------	--

令和3年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<p>【SOS ミニレター】</p> <p>6月に各学校に直送され、上記概要欄のとおり児童・生徒らに対して周知を行った。</p> <p>また、今年度は、県内全ての小・中学校（特別支援学級を含む。）に SOS ミニレター用ラックを配備し、上記の配布時期だけでなく、学校内に常時 SOS ミニレターを備付け、児童・生徒が必要な時に利用できるように取組を行った。</p>	<p>SOS ミニレターの内容は、秘密の取扱いではあるが、緊急性が疑われる事案については、関係機関と連携して救済活動を行うこととしており、今年度も、関係機関と連携して取り組んだ事案がある。</p> <p>次年度も、左記の取組を含めて継続するとともに、関係機関との連携強化を図る。</p>
<p>【子どもの人権 110 番】</p> <p>年間を通じて、電話相談を開設しているが、本年8月下旬から9月上旬にかけて「全国一斉子どもの人権 110 番強化週間」が実施され、期間中には複数件の相談があった。</p>	<p>次年度においても、人権教室等の啓発活動等を通じて、児童・生徒らに対して「子どもの人権 110 番」の周知・広報を行い、相談しやすい相談機関として取組みを行っていくことにより、いじめの早期発見につなげる。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	1 いじめの防止
		3 いじめへの対処

事業名称	非行防止教室	担当課室	少年女性 安全対策課
------	--------	------	---------------

概要	学校における非行防止教室（非行防止・情報モラル・いじめの防止等）を実施することで、児童生徒の規範意識の醸成を図りいじめの未然防止を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○学校と協働し、学校の実情やニーズに応じた出前授業を行い、規範意識の醸成を図ることにより、児童・生徒のいじめ防止等に対する意識を高める。</p> <p>○県内の全ての学校で非行防止教室を実施する。</p>
------------------	---

目標達成に向 けた課題	<p>○当該事業は、学校からの依頼に基づき実施しているが、類似事業を実施している関係機関もあり、学校・関係機関との連携や情報共有が課題となっている。</p> <p>○情報モラル等、専門知識も必要となるため、職員の実務能力の向上・育成が課題となっている。</p> <p>○新型コロナウイルスの影響により、児童生徒や保護者を集めての教室実施が困難となっている。</p>
----------------	--

令和3年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<p>●非行防止教室の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年中、小学校 131 校、中学校 66 校、高校 25 校で実施、このうち小学校 9 校、中学校 1 校において、いじめに関する非行防止教室を実施。 ・少年サポートセンター及び各警察署の少年担当職員に対して「高知家」いじめ予防等プログラム」の周知を図った。 	<p>■令和3年の非行防止教室実施校数は、新型コロナウイルス蔓延により実施が低調であった令和2年と比較して小学校+8校、中学校-7校、高校+2校とほぼ横ばいで推移している。</p> <p>→非行防止教室は対面実施が原則であるため、感染状況に配慮しながら、引き続き、学校と連携を図り、ニーズに応じた教室を実施していく。</p>
<p>●保護者等への情報モラル啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年中、57回、1610人に対して実施。 	<p>■保護者等への情報モラル啓発活動は、昨年と比較して-3回、-1559人と減少している。</p> <p>→引き続き、保護者参加の学校行事等あらゆる機会を通じた啓発活動を推進する。</p>
<p>●いじめトラブルへの助言・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する相談に対し、必要に応じて関係機関と情報共有して対応した。 	<p>■いじめトラブルの相談は、相談者の意向を最大限に尊重しつつ、必要に応じて学校等の関係機関と連携を取りながら対応している。</p> <p>→引き続き、適切な対応を推進する。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	2 いじめの早期発見
		3 いじめへの対処

事業名称	被害少年・加害少年対策	担当課室	少年女性 安全対策課
------	-------------	------	---------------

概要	相談専用電話「ヤングテレホン」を通したいじめの早期発見と、カウンセリング等による被害少年やその保護者等の精神的ダメージの軽減、加害少年への立ち直り支援を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○いじめ相談を受理した場合、内容等に応じて、学校等関係機関と連携しながら適切な対処にあたる。</p> <p>○関係する児童生徒や保護者の心の安定を図るとともに、日常生活への回復に向けた助言を行う。</p>
------------------	---

目標達成に向 けた課題	○相談専用電話「ヤングテレホン」の認知度が低いことが課題となっている。
----------------	-------------------------------------

令和3年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<p>●少年相談専用電話「ヤングテレホン」の周知に向けた広報の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RKCラジオ広報 3回 ・連絡先カード等配布 2700枚 <p>●いじめ相談を受理した場合、学校等と連携しながら適切な対処にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングテレホンでは、令和3年中、4件のいじめに関する相談を受理した。 	<p>■令和3年中におけるヤングテレホンへの相談数 30件 (前年比+11件)。</p> <p>→非行防止教室実施時に連絡先カード等を配布し、児童生徒への周知を徹底する。</p> <p>■いずれも保護者等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて学校と連携を取りながら、適切に対応した。</p> <p>→引き続き、関係機関と連携を図りながら、適切に対応する。</p>
<p>●被害少年等から要望を受けた場合、被害少年カウンセリングアドバイザーによるカウンセリング等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ被害が主訴の要支援少年は3名であるが、アドバイザーによるカウンセリングの要望はなかった。 <p>●加害少年やその家族からの要望を受けた場合、少年補導職員等による当該少年の立ち直り支援活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望なし。 <p>●状況によって、心理的所見を有する高知少年鑑別所等の知見を活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用なし 	<p>■要支援少年等の状況や要望に応じた支援を実施した。</p> <p>→今後も必要に応じて、アドバイザーからのカウンセリングを受ける。</p>